

## 東員町町税条例の一部改正について

### 1 改正要旨

- 地方税法等の一部改正に伴い、町県民税で森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税で特定小型原動機付自転車の車両区分の創設を行うほか、所要の改正を行うものです。
- なお、令和4年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、このうち地方税に関する部分については、令和5年2月7日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されましたが、同改正法案の公布は令和5年3月31日であったことから、令和5年4月1日施行の改正部分については時間的余裕がないため、地方自治法第179条の専決処分により条例の改正を行っています。

### 2 概要

#### (1) 主な改正内容

税目	内容	備考
町県民税	<p><u>① 森林環境税の導入に伴う改正（第34条の8、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6）</u>            森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法等について規定する改正を行うもの。令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、市区町村において、個人均等割と併せて一人年額1,000円が課税されるもの。            ※平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立</p>	令和6年1月1日施行
固定資産税	<p><u>① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置（附則第10条の2、附則第10条の3）</u>            管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税額を減額する特例措置を創設するもの。            ※令和5年4月1日から令和7年3月31日までの特例措置。</p>	令和5年4月1日施行
軽自動車税	<p><u>① 特定小型原動機付自転車の車両区分の創設（第82条）</u>            原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る種別割の税率を2,000円とするもの。</p>	令和5年7月1日施行
	<p><u>② 環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除（附則第15条の2、附則第15条の6）</u>            環境性能割の臨時的軽減措置の規定を削除するもの。</p>	令和5年4月1日施行
	<p><u>③ 種別割のグリーン化特例の延長（附則第16条）</u>            電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとするもの。</p>	令和5年4月1日施行

- (2) 地方自治法第179条の専決処分により条例の改正を行ったもの。  
 上記(1)の表のうち、網掛け部分